

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 21 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520897

研究課題名(和文)ゲルマン部族国家の宮廷構造に関する比較史研究

研究課題名(英文)A comparative study on central government in the Germanic kingdoms

研究代表者

加納 修(Kano, Osamu)

名古屋大学・文学研究科・准教授

研究者番号：90376517

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：王の滞在地の特徴は、ゲルマン国家によってかなりの相違が見られる。メロヴィング王国ではしだいに農村の宮廷が好まれるようになっていったのに対して、西ゴート王国とランゴバルド王国では王は都市に住み続けた。これに対して、宮廷組織については、相違も見られるが、興味深い共通点も確認される。とりわけ、王国建設直後のゲルマン人の王たちが、王に従属する非自由人に重要な任務を委ねていたことである。こうした統治の手法は、既存の勢力、ローマ人貴族やゲルマン人有力者層の勢力拡大を抑制する目的を持っていたと想定される。

研究成果の概要(英文)：There are some significant differences among post-roman Germanic kingdoms concerning royal capital. Merovingian kings preferred staying in rural estates after the first quarter of the seventh century, while Visigothic and Lombard kings continued to live in cities. As for the courtiers, a striking similarity is found: Germanic kings promoted middle and lower class people especially in the period following the establishment of their kingdoms. This mode of administration aimed to limit the power of Roman and Germanic potents.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ゲルマン部族国家 中世史 宮廷 比較史

1. 研究開始当初の背景

古代末期から中世初期にかけてのヨーロッパの歴史は、欧米の学界では近年最も活発に研究が行われている時期である。とりわけイギリス学界では、Chris Wickham, *The Inheritance of Rome. A History of Europe from 400 to 1000*, London, 2009; Matthew Innes, *Introduction to early medieval western Europe, 300-900: The sword, the plough and the book*, London/ New York, 2007; Guy Halsall, *Barbarian Migrations and the Roman West, 376-568*, Cambridge, 2007; Peter Heather, *Empires and Barbarians. Migration, development and the birth of Europe*, London, 2009 など、ヨーロッパの生成期の歴史を再構築する必要に迫られた著作が数多く出版されている。これらはより広い読者を想定した歴史書であり、各所で最新の研究成果を取り入れ、この時期の時代像の刷新を図っている。こうした動向は、近年の個別的な研究の進展に伴い、この時期についての旧来の歴史像がもはや維持できないものになっており、それに代わる歴史を提示することが急務と感じられていることを示している。

こうした著しい研究の進展にもかかわらず、必ずしも刷新されているとは言い難い研究分野が残っている。その代表が、ゲルマン諸国家の宮廷制度である。その研究は19世紀から大きく進展していない。近年では、P. S. Barnwell, *Emperors, Prefects and Kings. The Roman West, 395-565*, London, 1992; Id., *Kings, Courtiers and Imperium. The Barbarian West, 565-725*, London, 1997 のような研究が出されている。しかし、バーンウェルの書物は、あれこれの役職や制度のローマ期からの存続を表面的に確認するにとどまるものであり、網羅的な調査ではあるが分析は浅く、また比較の視点はほとんど活かされていない。比較の観点をより効果的に取り入れているのは、東ゲルマン系の東西ゴート、ヴァンダル、ブルグンド族の王権と役人制度を考察した Gideon Maier, *Amtsträger und Herrscher in der Romania Gothica. Vergleichende Untersuchungen zu den Institutionen der ostgermanischen Völkerwanderungsreiche*, Stuttgart, 2005 であるが、宮廷が王国運営に果たした意義そのものを掘り下げて検討していない。また古代史の枠で行われた研究であるため、古代から中世への転換や中世世界の形成という観点は全く見られない。これまでの研究は、以上のように宮廷官職の研究に偏っており、統治空間としての宮廷についての研究はほとんど行われていない。また、宮廷集団に関する網羅的な研究も行われていない。

2. 研究の目的

西ローマ帝国滅亡後、その領土にはゲルマン民族の諸国家が建設され、中世ヨーロッパの形成に決定的な役割を果たした。これらの

国家は同じゲルマン民族により、しかもローマ帝国の旧領土に築かれたにもかかわらず、その統治制度には注目すべき相違も見られる。フランク、西ゴート、東ゴート、ヴァンダル、ブルグンド、ランゴバルド王国の宮廷を多面的に比較検討することで、古代から中世への国家・社会構造の転換の具体相を明らかにするとともに、ヨーロッパ中世世界の生成を地域的な相違を考慮に入れながら把握するのが、本研究の主たる目的である。

3. 研究の方法

ゲルマン部族国家における宮廷の意義を比較の観点から総合的に明らかにするには、宮廷の帯びた空間的側面と人的側面とを区別して検討しなければならない。まず「首都」と国王滞在地の地誌的・空間構造的な特徴とそこで行われる統治行為に着目して、各王国における宮廷の意義の相違を明らかにする。次いで宮廷集団の検討に移る。宮廷集団については、まず確認される宮廷官職そのものの比較を行った後に、宮廷官職担当者とその他の宮廷人について詳細なプロソポグラフィック研究を行う。

(1) 「首都」と国王の滞在地

以下の点に注意を払いながら研究を進める。

・「宮廷」と実際の滞在地

・地誌的特徴：王国の政治地理的な環境におけるその位置、建築物としての宮廷の構造、他の国王滞在地との関係

・統治空間としての宮廷：一般集会や教会会議など各種集会の場合

(2) 宮廷集団とその構成、役割

宮廷官職とその担当者ならびにその他宮廷人の出自などの人物情報の収集と検討。この作業は主として三つに区分できる。

宮廷官職の機能の検討

宮廷官職担当者のプロソポグラフィック研究：現在使用できるプロソポグラフィック研究として次の書物を利用してデータを抽出する。A.H.M. Jones, J. R. Martindale, J. Morris (eds), *The Prosopography of the Later Roman Empire*, v.1 (AD260-395), v.2(AD395-527), v.3. A, B (AD527-641), Cambridge, 1971-1992; K. Selle-Hosbach, *Prosopographie merowingischer Amtsträger in der Zeit von 511-613*, Bonn, 1974; H. Ebling, *Prosopographie der Amtsträger des Merowingerreiches von Chlothar II (613) bis zu Karl Martell (741)*, München, 1974.

データの抽出にあたっては、民族帰属、身分、当該官職を担当する前後の時期の経歴を基本的な基準として設定する。

他の宮廷人に関する調査

宮廷官職を担当しないが、宮廷で重要な役割を果たした人物が知られる。なかでも、Pueri と呼ばれる集団について調査を行う。

4. 研究成果

(1) ゲルマン諸国家における宮廷と首都

メロヴィング期フランク王国

クローヴィスが507年の西ゴート族に対する勝利の後に居を定めたパリは、ローマ帝国末期に重要な軍事拠点であったが、クローヴィスがこの地を王国の首都に定めた理由は他にもあった。政治地理的な観点から見れば、それまでの主要な拠点であったソワソンから、より南西へと王国の首都を移したことは、西ゴート族から新たに獲得したアキテーヌ地方と、なお敵対するブルグンド王国への対応が重視されたことを示している。その後7世紀初頭までパリは王国の首都として象徴的な機能を保ち続けた。

パリにおいて宮殿として用いられたのはシテ島にあったローマ時代の地方官庁であったと想定されている。しかし、620年代クロータール二世の治世末期にはそこから6キロほど北にあるクリシー（Clichy）が主要な居住地となっていた。この滞在地の移動は二重の意味で重要である。ひとつは、都市を統治拠点とする古代以来の伝統との決別である。以後メロヴィング朝の王たちは、農村的な拠点を滞在地とするようになる。6世紀後半以降トレドを首都とした西ゴート王たちや、7世紀前半の間にパヴィアを首都とし、都市に定着し続けたランゴバルド王たちとは対照的である。もうひとつは、のちに修道院となるサン・ドニのバシリカ（霊廟）との近さである。3世紀のパリ司教で殉教者である聖ディオニシウス（サン・ドニ）は、聖マルティヌス（サン・マルタン）と並んで王家の守護聖人として崇敬されており、クリシーの選択はこの聖人の加護を求めるメロヴィング王の意図に由来する。そしてこの頃から、メロヴィング家の王たちはますます墓所としてサン・ドニを選ぶようになるだけでなく、また654年にはクローヴィス二世が、この修道院に王家と王国の安寧のための祈祷（*laus perennis*）を導入している。

こうした動きは王権とキリスト教の結び付きのいっそうの進展を表しているが、サン・ドニは宮廷空間の一部を構成していたわけではなく、パリ司教の管轄に服していた。メロヴィング期のあいだは、なお王宮は世俗的な空間であり続けた。

7世紀後半から王の滞在地として証明される場所として、コンピエーニュなどオーワーズ川沿いの拠点多くなる。パリ地方からオーワーズ流域への滞在地の移動は、ますます勢力を強めつつあったアウストラシアのピピン一門の影響であるとともに、かれらに対処するためでもあった。したがってこの時期の王の滞在地の選択には政治的な理由が決定的な影響を与えていた。

他のゲルマン国家との相違

他のゲルマン国家では、王の滞在地はたいがい固定されていた。東ゴート王国のラヴェンナ、ヴァンダル王国のカルタゴ、西ゴート王国のトレド、ブルグンド王国のリヨンとジ

ユネーヴである。西ゴート王国においては6世紀末以降、トレドで開催される公会議が同時に王国集会の場でもあった。ランゴバルド王国の首都パヴィアでは、公会議は一度しか開かれていないが、ここではこんにちまで伝わる国王証書の半数以上がパヴィアで発給されており、まさしく王国の中心的な統治拠点であった。これに対してメロヴィング王国における教会会議や王国集会、さらに国王証書発給の場所はきわめて多様であった。

西ゴート王国やランゴバルド王国と異なり、メロヴィング王国において統治の中心地は固定化の方向に進まなかった。7世紀にいわば「農村」の王宮が都市よりも好まれたことは一般的な傾向として認められるが、ここには宗教的な動機も関与していた。かつては、王の所領で生産された物資を現地で消費するために王が各地を巡り歩いたとして、原始的な経済生活を王の移動に見ていたが、こうした説明には根拠がない。とくに7世紀半ば以降、王はそれまで以上に頻繁に移動を繰り返したように見えるが、滞在地の選択は政治的背景と密接に結びついていた。

王の滞在地の地理的分布を見ると、7世紀以降のメロヴィング王が、ほとんど南部を訪れていない点が、王国統治の観点からは重要である。メロヴィング朝の国王がプロヴァンスやアキテーヌ、そしてブルゴーニュ地方南部の受益者のために発給した証書が一通も残っていない事実とあわせて考えると、ロワール川以南の地域に対する国王の影響力は、直接的な形で行使されていなかった可能性を窺わせる。

(2) 宮廷人

宮廷諸官職

王国統治の観点から見た場合、ゲルマン諸国家の国王宮廷は主として三つの機能を果たしていた。第一に、統治に関わる種々の重要な決定を行う役割である。第二に、支配者と王国住民とを結びつける文書によるコミュニケーションの保証である。第三に、第二の機能と同じく、とりわけ王の意志を執行する機能である。これらの機能を果たすために、王はその周りに能力ある人材を配置しなければならなかった。

ゲルマン諸国家のなかで、ローマ時代の枢密院が存続したのは、形式的ではあったが、東ゴート王国のみである。

他の宮廷では、王とともに重要問題を審議したのは、特定の官職とは結びついていない有力者たちであった。メロヴィング宮廷の顧問団は「プロケレス *proceres*」や「オプティマテス *optimates*」といった、有力者としが訳せないような言葉で現れる。ある言語学者によれば、*optimates* は、「名声と権力によって傑出した指導者層」である。フランク王国でも6世紀の間は、他のゲルマン国家におけるのと同じように、しばしばローマ人がゲルマン人とともに王の顧問を構成していたこ

とが知られる。

裁判文書に見られる陪席者の列挙が、位階の順位に対応しているとするならば、主要な宮廷官職はたいてい、地方役人たる伯に次ぐ集団とみなされていた。裁判に列席したのは、ドメスティクス、セネスカルク、レフェンダリウス、クピクラリウス、そして宮廷伯である。ただし、陪席者の中で常に最後に挙げられている宮廷伯は、位階順位が最も低いのではなく、国王裁判の責任者であった。

宮廷伯は裁判文書の作成にも携わっていたが、特権状や指示書などの作成を担当していたのは、ローマ帝国末期の官職名称に遡るレフェンダリウスであった。レフェンダリウスは東ゴート王国、ランゴバルド王国、ヴァンダル王国にも見られるが、西ゴート王国やブルグンド王国からは証明されない。ランゴバルド王国を除いて他のゲルマン国家から国王証書が伝わっていないこともあって、ゲルマン諸国家の文書局の比較研究は進んでおらず、同じ官職名称の使用が意味するところはなお明らかではない。ここでは、一方でローマ皇帝の文書業務に見られた細分化された職掌分担が失われ、それゆえ文書局組織が単純化したにもかかわらず、そうした業務と官職がゲルマン国家においても重要であり続けたことを指摘しておこう。

ドメスティクスは王領地の管理人であり、ときおり王の贈与文書などの名宛人として伯や大公とともに現れる。また、王息の誕生の際に王領地の奴隷を解放するよう文書で通達されたのも、伯やドメスティクスであった。それゆえ、ドメスティクスの中には、その活動の拠点が宮廷というよりは各地に分散する王領地であった者も多かったと考えられる。なおドメスティクスは、家の内部の管理を示す名称であり、それゆえ財産の管理を担う役職となったが、基本的には従属の含意を保っており、そうした人々を指す場合にも用いられていた。レフェンダリウスという書記の名称も、おそらく書き記した国王証書の内容を王に伝える(*refero*)、というその機能と密接に結びついたものであり、場合に応じてレフェンダリウスがドメスティクスと呼ばれることもあり得たようである。

代わってより頻繁に史料に出てくるのが、「筆頭召使い」を意味するセネシャルであり、ゲルマン語を含む言葉で表された数少ない宮廷官職のひとつである。*Senescalc* の、*scal* はゲルマン語で下僕を意味し、*senex* はラテン語で「年老いた」を示す。主人に従属するこの種の召使いや職人は、法的に見て、一般の自由人と奴隷とのあいだに位置づけられていた。メロヴィング宮廷にもセネシャルだけでなく、厩の管理に携わるマレシャルや献酌係たるシェンクが存在が証明される。王の個人的な必要のための仕事を主要な任務とする役人は、王に対する従属度が高かったと推定される。こうした宮廷人は、他のゲルマン国家にも証明される。西ゴート王国の *saio*

や *compulsor*、ブルグンド王国の *wittiscalc* などであり、後者は「王の召使い」(*puer regis* : 王の子どもの意) とも呼ばれていた。

Pueri と国王統治

非自由人である「王の召使い」は、とりわけメロヴィング朝フランク王国で多様な任務を帯びて証明される。その任務は私的な場合もあれば、公的性格を帯びることもあった。前者の例として、キルペリク王が召使い(*puer*)を使ってガルスヴィンタを暗殺させた事件や、王妃フレデグンデの召使いがシギベルト王を暗殺したそれなどがある。後者の例としては、たとえば、ラウキング公の陰謀に気づいた王は彼を出頭させ、「ラウキングがあらわれると、王は彼が自分の面前にでるよう命じる前に、文書を発給し、召使いたちに公共使用権を与えて、ラウキングが各地に持っている財産を取り上げるよう派遣」した。犯罪者を捕らえるために王の召使いが派遣されることもあったし、ビザンツへの公式の使節に随行したケースも知られる。メロヴィング王が単に政治的な謀略においてだけでなく、公式の任務においても「非自由人」に頼ったことは興味深い。後のカロリング期と異なり、メロヴィング期にあっては地方役人を監視する役割を果たす国王巡察使の制度が存在しなかったが、その理由の1つは、王の召使いへの依拠にあったかもしれない。

また、史料において *puer* とはされていないものの、奴隷出身者や、中下層出身者から宮廷勤務に取り立てられた人物がそれなりに数多く証明される。奴隷出身者としてはたとえば、セナトール貴族フェリクスの奴隷から、大公ルプスの仲介を経て、シギベルト王の宮廷に勤務したアンダルキウス、国庫領の葡萄畑の労働者で、王の厨房に賦役に駆り出された後、奴隷出身の王妃マルコヴェファの恩顧を受けて、キルペリク王のもとトゥール伯にまで上りつめたレウダスティスが知られる。中下層出身者としては、シギベルト王の御陪食役にまで上昇したコンダヤ、ブルジュの中流家庭出身でグントラム王に手ぬぐいを差し出す係をつとめた後に司教になったアウストレギシルス、金銀細工師として名を馳せ、ノワヨン司教となったエリギウスなどである。少なくとも6世紀のあいだは、メロヴィング王はこうした中下層出身者に積極的に種々の重要な任務を任せていた。それはとりわけ、ローマのセナトール貴族層やフランク人有力者層の権力の増大を抑制する目的で行われていたと想定される。そしてこうした人々はたいてい、最初に王の個人的な必要のためにもうけられた職務に就いていた。

こうした宮廷人の登用方法は、王国成立当初のヴァンダル王国の統治と類似している。ここでは一方で、かつて強大な勢力を誇っていたが、当時その勢いが弱まっていたローマ人家系や、中下層の出身者を、宮廷役人とし

て登用する傾向が確認できる。

宮廷における非自由人や中下層民の使用はゲルマン諸国家に大いに共通しており、統治組織の類似性を示唆する一方で、既存の勢力のバランスを取ろうとする、王国確立直後のゲルマン王権の姿勢を反映していると考えられる。

以上の成果は、古代から中世への転換の問題を探るにあたって、社会的流動性がひとつの重要なテーマとなりうることをも示していよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

Osamu Kano, "Configuration" d'une espèce diplomatique: le *praeceptum denariale* dans le haut moyen âge, in 『Configuration du texte en histoire / 歴史におけるテキスト布置』名古屋大学大学院文学研究科、2012年、41-54

加納修「俗人を受取手とするメロヴィング朝の国王証書について」松澤和宏編『テキストの解釈学』水声社、2012年、375-398

Osamu Kano, L'acte mérovingien perdu de protection royale en faveur de la fille meurtrière du duc Amalo : un cas particulier ?, in *Rerum gestarum scriptor. Histoire et historiographie au Moyen Âge. Mélanges Michel Sot*, sous la direction de Magali Coumert, Marie-Cérine Isaïa, Klaus Krönert et Sumi Shimahara, PUF, 2012, 413-420

加納修「『サリカ法典』の実効性に関する覚え書き」, *Herselec*, 6 (2013), 1-14.

加納修「メロヴィング朝の結婚命令書の消滅をめぐって」, *Herselec*, 7 (2014), 1-23

〔学会発表〕(計3件)

Osamu Kano, Quelques réflexions sur les formes de la *fides facta*, Confiance, bonne foi, fidélité : La notion de « fides » dans la vie des sociétés médiévales(VIe-XVe s.)(Journées d'Etudes Médiévales de La Roche-sur-Yon), Centre « Hannah Arendt », Institut Catholique d'Etudes Supérieures, 2011.10.6

Osamu Kano, La loi ripuaire et la genèse de l'expression "secundum legem Salicam", Société nationale des Antiquaires de France, 2013. 3

加納修「ローマ法にしたがって(secundum legem Romanam)」: 中世初期ヨーロッパにおけるローマ法観念と法実践」, 西洋中世学会第5回大会, 2013年6月

〔図書〕(計2件)

(分担執筆)佐藤彰一・中野隆生・毛利晶・小山啓子・加納修ほか『フランス史研究入門』山川出版社、2011年、第2章「フランク時代」, 51-73

(編著)加納修編『Configuration du texte

en histoire / 歴史におけるテキスト布置』名古屋大学大学院文学研究科、2012年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加納 修 (Kano Osamu)

名古屋大学・文学研究科・准教授

研究者番号：90376517